

国空航第 2278 号
平成 31 年 1 月 31 日

公益社団法人日本滑空協会
会長 後藤 昇弘 殿

国土交通省航空局長

蝦名 邦晴



「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について(航空法第 70 条関係)」
の制定について

国土交通省は、一連の航空会社における飲酒に係る不適切な事案を受け、平成 30 年 11 月 20 日に「航空従事者の飲酒基準に関する検討会」を設置し、航空従事者の飲酒に関する基準の検討を行い、同年 12 月 25 日には操縦士の飲酒に関する数値基準の設定や乗務前後におけるアルコール検査の義務化等について「中間とりまとめ」を行ったところである。

この「中間とりまとめ」を踏まえ、航空機乗組員が酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態について、一定の目安となる具体の体内アルコール濃度等を別添のとおり定めたので、航空機乗組員の飲酒による運航への影響を回避し運航の安全確保について万全を期すよう、傘下会員、関係団体等に周知徹底されたい。